

## 知的財産分野におけるタイムスタンプの活用

新妻 信人（NRI サイバーパテント株式会社 知的財産情報サービス事業部）

知的財産分野において、先使用権立証のひとつの手段としてタイムスタンプ（本稿ではタイムスタンプ局にて時刻認証を行うものを指す）が注目されてから久しい。一部の企業は、タイムスタンプを有効に活用しているが、導入に至らない企業が大半というのが実情である。本稿では、タイムスタンプの導入を躊躇する原因を考察すると共に知的財産分野における活用のポイントを紹介する。

### 知的財産分野におけるタイムスタンプの導入を躊躇する3つの原因

さまざまな業務分野で、紙文書の電子化が推進されているが、知的財産分野も例外ではない。技術内容が記載された知的財産情報を迅速に収集・記録・保管し、適切に管理するには電子化が最適な手段である。しかしながら、電子データは、容易に変更でき、改ざん等の痕跡も見た目には残らないため、いざ係争となったとき、先使用等を立証するのは困難である。

タイムスタンプは、スタンプが付与された時刻の時点でその電子データが存在しただけでなく、付与された時刻から現時点まで電子データが変更されていないことを証明可能である。

日本国特許庁より、2006年に公開された先使用権制度に関するガイドラインの中で、先使用権確保における具体的手法のひとつとしてタイムスタンプが推奨されている。現状では、タイムスタンプを積極的に活用する企業と、導入を躊躇する企業に二極化されている。さまざまな企業の声を聞き、本稿では、タイムスタンプの導入を躊躇する主な原因と思われる次の3つについて考察する。

1. タイムスタンプの信頼性
2. 導入による業務負荷の増大
3. タイムスタンプの証拠能力

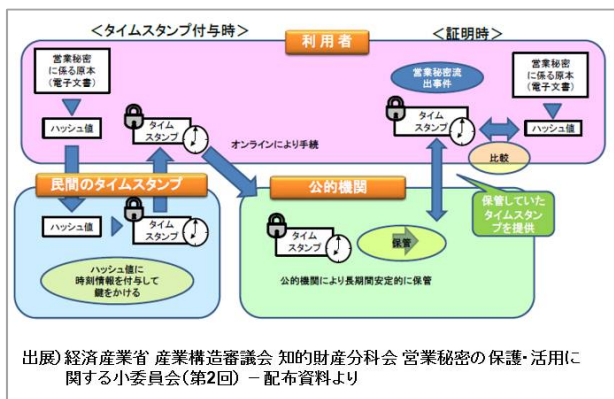
### タイムスタンプの信頼性は高く日本国特許庁もタイムスタンプの活用を後押し

タイムスタンプの信頼性を疑問視する一つとして、民間事業者がタイムスタンプを提供しているため、突然サービスを停止することを想定した不安があげられる。

財団法人日本データ通信協会は「タイムビジネス信頼・安心制度」を創設し、タイムスタンプを社会的なプラットフォームとして広く提供しよう普及活動を推進している。ここでは、客観的な評価の仕組みや、事業継続性に関する基準を設けて、民間事業者の認定を行っている。

また、日本国特許庁は、長期間にわたる安定したタイムスタンプの保管を担保する仕組みを実現するために、タイムスタンプを公的機関で預かるシステムを検討している。図1に示すように、民間事業者が提供するタイムスタンプを公的機関が預かり、利用者がタイムスタンプを検証する時には、公的機関がタイムスタンプを提供する仕組みである。

図1 タイムスタンプ保管イメージ<sup>1</sup>



このように日本国特許庁が主導して、タイムスタンプを保管するシステムを検討していることから、タイムスタンプは知的財産分野でも信頼性をもった技術であると裏付けられる。

また、タイムスタンプには有効期限が存在することをご存じのユーザーも多いであろう。タイムスタンプの技術には、多くのタイムスタンプ局が採用する PKI 方式と国内では株式会社エヌ・ティ・ティ・データが採用するアーカイビング方式の 2 種類ある(図 2 参照)。

PKI 方式は、タイムスタンプ局がタイムスタンプトークンに自ら発行したことを示す TSA 証明書を付けて発行する。タイムスタンプを検証する際は、利用者自らがその TSA 証明書を検証し、確かにこのタイムスタンプはタイムスタンプ局から発行されたものであることを確認する。この TSA 証明書には約 10 年程度の有効期限が存在する。知的財産情報は、10 年以上にわたって保存することが求められることも多いため、長期間にわたって証明を保証する仕組みが必要となる。この対

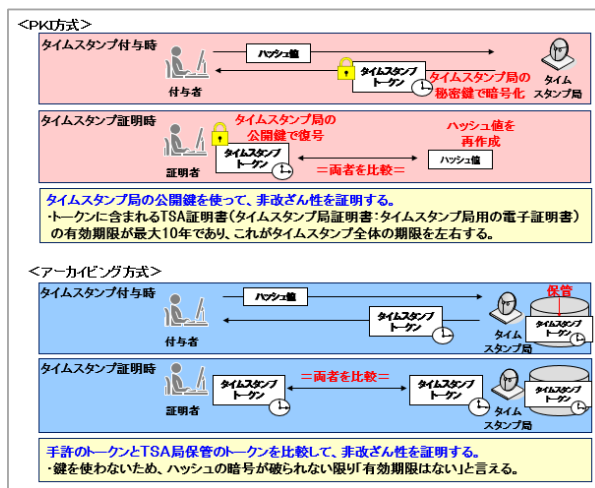
<sup>1</sup>経済産業省 産業構造審議会 知的財産分科会 営業秘密の保護・活用に関する小委員会 (第 2 回) - 配布資料より

[http://www.meti.go.jp/committee/sankoushin/chitekizaisan/eigyohimitsu/pdf/002\\_06\\_00.pdf](http://www.meti.go.jp/committee/sankoushin/chitekizaisan/eigyohimitsu/pdf/002_06_00.pdf)

策として、欧州電気通信標準化機構により策定された PDF における長期署名である PAdES ( PDF Advanced Electronic Signatures) がある。この PAdES により、PKI 方式によるタイムスタンプの 10 年以上の長期証明が可能となる。

一方、アーカイビング方式は、タイムスタンプ生成までの流れは PKI 方式と同じであるが、そのタイムスタンプトークンをタイムスタンプ局が保存し続け、利用者の検証時には、その都度タイムスタンプ局に問合せる。そもそも電子証明書を使わないため、有効期限は存在しない。

図2 タイムスタンプの形式の違い



### タイムスタンプを付与する業務プロセスを組み込むことが重要

タイムスタンプのメリットは理解しているが、タイムスタンプを付与する対象がわからないという声を聞く。また、タイムスタンプの導入による知的財産部門の業務の煩雑化を懸念することも多いのではないかと。

以下、NRI サイバーパテントが提供するタイムスタンプサービス「Cyber Date Stamp」

を活用しているユーザーの一例を紹介する。

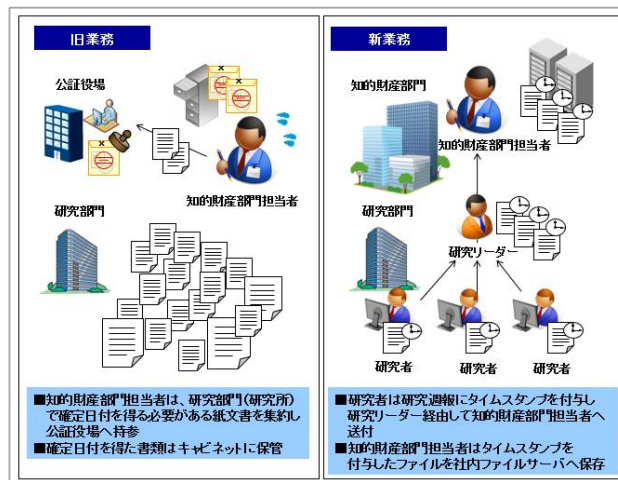
食品メーカーA社では、従来、知的財産部門の担当者が研究所に向き、確定日付が必要な紙文書を研究所内の研究者から収集し、封印した書類を公証役場へ持参して確定日付を得る業務を行っていた。そしてその後、確定日付を得た書類は、倉庫内のキャビネットに保管していた。

このように公証役場による確定日付を得るには以下のような3つの課題があった。

1. 社内を回って対象の電子文書や紙文書を収集するので、手間がかかる
2. 公証役場に向く必要があるため、手軽ではない
3. 開封すると証拠能力を失うため、複製を用意することになり管理が煩雑である

食品メーカーA社は、知的財産部門担当者の業務負荷の増大や、社内の効率性を考慮した結果、5年前にタイムスタンプの導入に踏み切った。研究者がタイムスタンプを活用し易いよう、まずはタイムスタンプを付与する対象を明確にした。具体的には、研究者が記載する研究週報に、研究者自らタイムスタンプを付与している。タイムスタンプが付与されたファイルは、研究者から研究リーダーを経由して知的財産部門に送付する。知的財産部門の担当者は、後の管理が容易になるようタイムスタンプが付与されたファイルのファイル名を変更し、社内ファイルサーバに保管している（図3参照）。

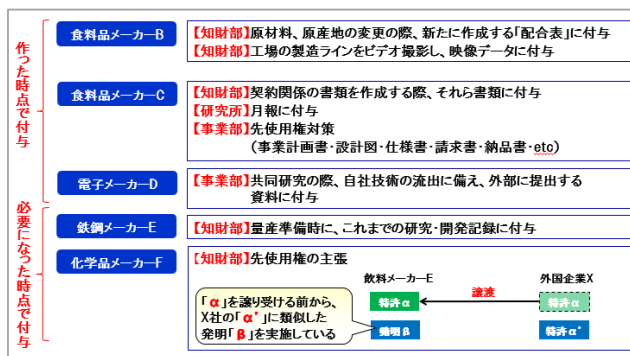
図3 食品メーカーA社の新旧業務



このように、タイムスタンプ付与対象を研究週報に限定するとともに、研究週報を記載する一連の行動にタイムスタンプ付与をタスクとして組み込んだ。このように現状業務のプロセスの中にタスクとして組み込むことにより、タイムスタンプの導入が実現できた。今後は、タイムスタンプを付与する対象を拡大し、より一層の活用を進めていくとのことである。

また、他の企業でも、図4に示すように、タイムスタンプを付与する対象を特定するとともに、業務プロセスのどのタイミングでタイムスタンプを付与するかを設定している。

図4 タイムスタンプ付与の対象とタイミング



タイムスタンプの活用を社内で浸透させるには、知的財産部門の担当者が何を対象にタイムスタンプを付与するのかを明確に定めた上で運用を始めることが重要である。そこで出た課題を解消させるとともに、関係者の手順を確立する。意識の醸成が進んだタイミングで対象を広げることが肝要である。最初からタイムスタンプを付与する対象を広げすぎないことが、社内普及の大きな鍵といえる。

### タイムスタンプは、裁判官の心証形成に有効

タイムスタンプの証拠能力が不明なため、タイムスタンプの導入を躊躇する声も多い。現時点で、国内ではタイムスタンプを争点とした判例は存在しない。

係争になった際、裁判前に当事者間で交渉が行われるケースがある。顧客へのヒアリングでは、その交渉の場でタイムスタンプが付与されたファイルを相手方に開示することで、裁判の前段階で係争の勝敗が決まったケースがあると聞く。

また、以前、NRI サイバーパテントが主催するセミナーにて講演いただいた弁護士の見解では、裁判では様々な証拠資料が裁判所に提示されるが、タイムスタンプが付与されたファイルが提示された場合には、裁判官の心証形成に有効だとのことである。

前述したとおり、タイムスタンプの活用を日本国特許庁も推進していることから、タイムスタンプの証拠能力は高いと考えられる。

### むすび

今回は、タイムスタンプの導入を躊躇する原因を考察すると共に知的財産分野における活用のポイントを紹介した。本稿では割愛したが、国税関係書類へのタイムスタンプ付与など、知的財産分野以外の業務でも広がりつ

つある。

本稿が、知的財産分野におけるタイムスタンプ活用の一助になれば幸いである。

### 参考文献

1. 知的財産におけるタイムスタンプ活用ガイド-ノウハウの戦略的防衛のために- (タイムビジネス協議会)
2. 知的財産推進計画 2015 (内閣官房 知的財産戦略本部)
3. 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ HP